

職員の給与及び勤務時間を変更する条例等を可決

平成18年第1回定例会が、3月1日から20日までの20日間の会期で開催されました。今定例会では町長が行政執行方針を述べた後、条例の改正や、人事案件、補正予算などの提出された議案について審議され原案どおり可決されました。

住民から提出された請願については審議の結果不採択となりました。

一般質問では10名の議員が、当面の行政課題について町理事者に質問をしました。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間が、1週間あたり38時間45分を、1日、15分間増し、1週間あたり40時間とし、基本的に現行の8時45分から午後5時15分が、午前8時45分から午後5時30分とする、

1日から恒常的に役務の提供を受ける契約で、複数年

度にわたる契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼす恐れがあるものなど、長期継続契約の対象を定める条例について可決しました。

条例の一部を改正することについて提案され可決されました。

条例の一部を改正することについて提案され可決されました。

東十勝障害区分認定審査会の設置について

障害者自立支援法の施行により、障害のある方が、ホームヘルパーの派遣や生

活介護サービスの支援を受けるためには、障害程度区分の審査及び判定を行う必

要があることから、池田町、

豊頃町、浦幌町と本町の東部4町が共同して設置し効率的な財政運営や審査の公平性を確保することを目的とした、広域的な取り組みとして東十勝障害程度区分認定審査会を設置することについて民生常任委員会に付託し審議した結果、可決されました。

幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例

平成16年9月に施行された武力攻撃事態等における

国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民

保護法及び北海道が平成17

年度策定をした北海道国民

保護計画により、市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部を設置しなければならないことから、幕別町においては、

平成18年度中に幕別町国民

保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部を設置する為の必要な事項を定めた条例を可決しました。

幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

物品を借り入れる契約で、

商慣習上複数年度にわたる契約を締結することが一般的であるものや、毎年4月

指定管理者の指定について

指定管理者制度で運営される両施設



アルコ236及び忠類物産センターの両施設の指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、株式会社忠類

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与については、毎年人事院勧告に基づき改定を実施しています。

昨年の人事院勧告での給与構造の改革で、「年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給料構造への転換を図る」とされたことから、高齢層の給料表の水準を約7%引下げ、若年層の水準を現行どおりとし、行うことともに、職務の級の統合、号級の構成の是正を行い、併せて、昇給・昇格制度の見直しを行うことについて可決されました。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東十勝障害程度区分認定審査会の設置に伴い委員の報酬及び費用弁償を規定する条例の一部改正が可決されました。

報酬については、会長が

日額1万2,000円、委員については日額1万円となります。

報酬の額には、既に規定

されている介護認定審査会

の会長及び委員と同額です。

この条例の施行期日は、平成18年4月1日となりました。

す。

幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

4月1日の課の機構改革に伴い、保健福祉センターを保健課と福祉課に改めたことから条例の一部が改正されました。

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

平成18年度から3年間、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料率を見直すことについて、また、地方税法の改正により、保険料段階が上昇する方に対し、特例として平成18年度及び平成19年度については激変緩和措置を設けることについて提案され、可決されました。

条例の施行は、平成18年

幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

昨年7月の水防法の改正や、昨年9月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進特別措置法が施行され、本年2月20日には、本町が対策推進地域に指定されました。

障害者自立支援法の施行に伴い、児童福祉施設及び知的障害者援護施設の入所者の医療費が、平成18年度から原則として一部自己負担となることから、医療費助成の対象外であつた方々の医療費を、助成対象とするための改正について可決されました。

幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

庭木の枝の収集方法について、条例の一部が改正されました。

庭木等を束ねた紐にシール状の処理券を折り返して貼り40リットル相当の束で処理手数料を120円と規定し、具体的なシールの形状及び束の大きさ等について、規則で定めました。

条例の施行は、平成18年4月1日からになります。

昨年7月の水防法の改正や、昨年9月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進特別措置法が施行され、本年2月20日には、本町が対策推進地域に指定されました。

現人権擁護委員の紺野タ

力氏が平成18年6月30日をもって任期満了となることから、後任の委員に印牧洋子氏（忠類白銀町）を推薦することについて、同意しました。

幕別町議会史編さん特別委員会の設置及び委員の選任について

「旧忠類村議会のあゆみ」編さんに関する、幕別町議会史編さん特別委員会を設置し委員に、齊藤順教議員、増田武夫議員、南山弘美議員、杉坂達男議員が指名され、委員長に杉坂達男議員、副委員長に齊藤順教議員が決定されました。

現人権擁護委員の西田久氏が平成18年6月30日をもって任期満了になることから、引き続き同委員を推薦することについて同意しました。

※任期は、議会史の編さんが終了するまで。

現人権擁護委員の桜田はるみ氏が平成18年6月30日をもって任期満了となることから、後任の委員に高橋

礼子氏（札内新北町）を推薦することについて、同意しました。